

組合等運営支援事業のご案内(2次公募)

中央会では、会員組合を対象に令和6年度組合等運営支援事業の実施組合を募集します。本事業は、組合や業界等が抱えている固有の課題(法務・労務、税務等の専門的な課題等)について個別相談・指導等の支援を行うものです。

1. 事業内容

組合の運営や事業にかかる経営課題(法務・労務、税務等の専門的な課題等)について、特に専門家指導が必要と認められる組合を対象に支援します。

(具体的な取組例)

- ①働き方改革関連法に対応した就業規則の見直しをしたが、就業規則の記載内容だけでは事務的に運用できない項目があり内規の作成が必要になるため、専門家による指導により運用の適正化及び知識習得を図る。
- ②デジタル化への取組みを組合として後押ししている中で、SNSの活用による情報発信についての知識習得も実施してきたが、組合員向けのデジタル化支援に係る組合事業を検討するため、デジタル化戦略に精通する専門家の指導を受ける。

2. 補助対象者 中央会会員組合

3. 補助対象組合等の要件

- ①事業及び組織運営が適切に行われていること
- ②本事業と同様の内容の支援について、県・国等からの助成を受けていないこと

4. 補助金額・補助率及び募集組合数

- (1) 事業費 31,000円(内、20,000円補助・11,000円組合負担)
※本事業は、中央会が執行する事業(直接補助事業)で、中央会が組合負担分を収納したうえで講師に対して経費の支払い等を行います。
※補助対象経費：謝金(旅費除く)
- (2) 募集組合数 6組合

5. 補助対象組合の決定

奈良県中央会補助対象組合選定委員会において、課題把握の的確性、事業実施の必要性、事業計画の妥当性、実施効果等について評価し、総合評価のうえ補助対象組合を決定します。
※本事業では、事業の実施にあたり計画した指標項目(成果内容)が、成果が期待できる内容であるか、また達成に向けた取組が考慮されているかも評価対象になります。

6. 補助事業の実施期間

補助対象組合の決定日から令和7年3月末まで

7. 補助対象組合等の義務

本事業を実施される組合においては、以下の事項を遵守していただきます。

- ・本事業の実施後の調査への協力

事業実施組合等は、本事業の完了後、実施結果に基づく成果の状況について、本会に報告する必要があります。※「勉強会」実施の場合は、参加者からのアンケート結果も必要となります。

8. 申込・受付期間

令和6年8月26日（月）～9月9日（月）まで受付

申請を希望される組合には、応募書類等を送付いたしますので下記までご連絡ください。

※何かありましたら、担当の指導員までお声掛けください。

《問い合わせ先》

奈良県中小企業団体中央会 業務課、または組合担当指導員

電話0742-41-3200 FAX 0742-41-0125